

■社会福祉法人久盛会 特別養護老人ホーム生寿園

| 評価基準 | 点数 |
|---|----|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | 2点 |
| 虐待（セルフネグレクトも含む）に類する行為を受けている。 または、受けている可能性が高い。 | 2点 |
| 認知症や精神疾患などをはじめとする病状等により近隣地域における社会生活が困難と判断できる場合。 | 1点 |
| 独居での生活をしている、成年後見人や第三者がキーパーソン、また、その他の特別に配慮すべき個別的な事情。 | 2点 |

■社会福祉法人松風会 特別養護老人ホーム花みずき

| 評価基準 | 点数 |
|--|---|
| 介護者死亡などで介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | いずれか一つでもあれば7点。ただし、具体的な記述により確認が出来る場合に限る。 |
| 虐待（セルフネグレクトも含む）に類する行為を受けている。 または、受けている可能性が高い。 | |
| 認知症などにより、社会生活の不適応行動が顕著である。 | |
| その他、区が定めた項目に準じ、特別に配慮しなければならない個別的な事情がある場合。 | |

■社会福祉法人櫻灯会 さくらのみち紫苑

| 評価基準 | 点数 |
|--|--|
| 入所者本人が虐待を受けていることが確認された場合。 | 入所希望者の置かれている状況、状態を総合的に判断して、入所検討委員会が決定。(最高7点) |
| 入所者本人が認知症の症状等により、社会生活の不適応行動が顕著な場合。 | |
| 介護者が高齢(概ね75歳以上)または身体的・精神的な障害、疾病を抱えている場合。 | |

■社会福祉法人兵庫福祉会 介護老人福祉施設 ケアホーム千鳥

| 評価基準 | 点数 |
|--|---|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | 入所希望者の置かれている状況、状態を総合的に判断して、入所検討委員会が決定(最高7点) |
| 介護者の身体的、精神的、社会的疲労度が限界を超えていると判断した場合。 | |
| 虐待（セルフネグレクトも含む）に類する行為を受けている。 または、受けている可能性が高い。 | |
| 認知症や精神的疾患などをはじめとする症状等により、社会生活が困難と判断できる場合。 | |
| 医療的ニーズが高く在宅での支援の継続が難しい人(インシュリン・胃ろう・褥瘡・パルーン留置等) | |
| その他、特別に配慮しなければならない個別的な事情がある場合。 | |

■社会福祉法人久盛会(仮称)社会福祉法人久盛会 特別養護老人ホーム誠心園

| 評価基準 | 点数 |
|---|----|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | 2点 |
| 虐待（セルフネグレクトも含む）に類する行為を受けている。 または、受けている可能性が高い。 | 2点 |
| 認知症や精神疾患などをはじめとする病状等により近隣地域における社会生活が困難と判断できる場合。 | 1点 |
| 独居での生活をしている、成年後見人や第三者がキーパーソン、また、その他の特別に配慮すべき個別的な事情。 | 2点 |

「介護支援専門員等意見書」評価基準点数表

1 指標「介護支援専門員等意見書」の評価基準について

第二次評価における指標「介護支援専門員等意見書」については、下表のとおり区が定めた項目を参考に、各特別養護老人ホームが独自に設けた基準に基づき評価することとなっています(最高7点)。

| 介護支援専門員等意見書(最高7点) | |
|---|----|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 特別に配慮しなければならない個別的な事情(介護放棄など虐待に類する行為、社会生活の不適応 など)がある。 | 7点 |

2 特別養護老人ホーム別 評価基準点数表

■大田区立特別養護老人ホーム蒲田

| 評価基準 | 点数 |
|---|--|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | いずれか一つでもあれば7点。ただし、内容に具体性があることを条件とする。例えば、「虐待がある」「虐待の可能性が高い」という記述に対しては、そう判断した具体的な事象が記述されていること。 |
| 虐待（セルフネグレクトも含む。）に類する行為を受けている。または、受けている可能性が高い。 | |
| 認知症の症状等により、社会生活の不適応がある。 | |

■大田区立特別養護老人ホーム糎谷

| 評価基準 | 点数 |
|---|--|
| 「介護力の急激な低下を示すサービスの提供状況」「虐待の頻度や程度」等が客観的に判断できた場合。 | 緊急を要する状況により、入所検討委員会で決定。(最高7点) ただし、客観的に判断できる詳しい記入がされていること。 |

■大田区立特別養護老人ホームたまがわ

| 評価基準 | 点数 |
|---|------------------------------|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | 個別のケースを勘案し、入所検討委員会が決定。(最高7点) |
| 入所希望者に対して、虐待等の状況が確認された場合。 | |
| 経済的な理由から必要なサービスを受けることができない場合。 | |
| 介護者の身体的、精神的、社会的疲労度が限界をこえていると判断した場合。 その他、区が定めた項目に準じ、特別に配慮しなければならない個別的な事情等がある場合。 | |

■社会福祉法人池上長寿園 特別養護老人ホーム羽田

| 評価基準 | 点数 |
|---|---|
| 介護者の障害、疾病、死亡等により介護力が低下し、将来的に介護力の回復が困難であると判断できる方で、第三者である後見人、保佐人、補助人等がキーパーソンとなっている場合。 | いずれか一つでもあれば7点。 ただし、具体的な記述により確認ができる場合に限る。 |
| 認知症や精神的疾患などをはじめとする症状等により近隣地域における社会生活が困難と判断できる場合。 | |
| 経済的な理由から必要なサービスを受けることができないと判断できる場合。要介護者がいる為、主たる介護者又はその本人の経済状況が悪化していると判断できる場合。 | |
| 介護者自身が高齢、身体的・精神的な障害、疾病を抱えており、要介護者の在宅における生活が困難であると判断できる場合。 | |

■社会福祉法人池上長寿園 特別養護老人ホーム池上

| 評価基準 | 点数 |
|--|---|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | 入所希望者の置かれた状況、状態を総合的に勘案して入所検討委員会が決定。(最高7点) |
| 特別に配慮しなければならない個別的な事情。 ①介護者による虐待がある。 ②介護者が介護疲れから深刻な精神状態となっている。 ③劣悪な住環境で暮らし、経済的にも改善が見込めず、十分な支援も受けられない状態にある。 ④社会的不適応行動が顕著である。 ⑤その他の特別に配慮すべき個別的な事情。 | |

■社会福祉法人池上長寿園 特別養護老人ホーム大森

| 評価基準 | | 点数 |
|---|--|--|
| 虐待に類する行為を受けている。またはを受けている可能性が高い。 | | いずれか一つでもあれば7点。 ただし記述内容が具体的である ことが確認された場合のみとする。 |
| 認知症の症状等により、社会生活の不応がある（例：近所とのトラブル）。 | | |
| 低所得者世帯で、失業や収入の減少などによって生活が困窮していることが明確である（例：入院費等により家庭生活がひっ迫している）。 | | |

■社会福祉法人響会 特別養護老人ホーム好日苑

| 評価基準 | | 点数 | |
|--------------|---|---|----|
| 介護者（家族等）の問題 | 大 | 第三者である【成年後見人・ケアマネ等】がキーパーソン（重要人物）であり介護者不在である。 4親等以上の【甥の子・姪の子】【従兄弟】がキーパーソン（重要人物）であり介護者不在である。 | 7点 |
| | 中 | 在宅での【一人暮らし】で、3親等【甥・姪】【伯父・叔母】が主介護者。 後期高齢者世帯（75歳以上）で、【介護者に認知症】が出始めている。 主介護者が【複数人介護】をしている | |
| | 小 | 在宅での【一人暮らし】で、2親等【孫】【兄弟姉妹】が主介護者となる。 【介護者が一人のみ】である。 その他、介護力が急激に低下したことにより、配慮しなければならない事由。 | 2点 |
| 本人（入所希望者）の問題 | 大 | 虐待の事実が記載されており、【本人への被害】が出ていることも記載されている。 虐待や立ち退き等で、【避難生活】となっている。 | |
| | 中 | 虐待の事実が記載されており、本人への被害は記載されておらず【状態が不明】。 徘徊等で【警察に何回も保護】されている。 【近隣からの苦情】が記載されており、本人の生活に支障が出ている。 在宅生活が困難であるが、年金生活であり【有料老人ホームへの入居ができない】。 | 4点 |
| | 小 | 経済面で介護していくのが困難【施設利用料及び介護サービス利用料等の支払が困難】。 その他、個別の事情により、配慮しなければならない事由。 | |

※複数項目に該当する場合は、当該項目の点数を加算する。（最高7点）

※第一次得点は7点、6点、4点、2点、0点の五段階評価となる。最終的な評価点数は、入所検討委員会での合議により7点から0点までの八段階評価とする。

■社会福祉法人白陽会 特別養護老人ホームゴールデン鶴亀ホーム

| 評価基準 | 点数 |
|---|----------------|
| 介護力の急激な低下によって、本人の生活が維持できていない。 | 7点、4点、0点の三段階評価 |
| 虐待に類する行為。 | |
| その他、本人にとっての介護環境が整っていないが、第一次評価の項目に該当していない。 | |

■社会福祉法人長寿村 特別養護老人ホーム大田翔裕園

| 評価基準 | 点数 |
|------------------------|----|
| 半年以内に主介護者が死亡している場合。 | 3点 |
| 虐待が疑われる場合、また虐待されている場合。 | 4点 |

※複数項目に該当する場合は、当該項目の点数を加算する。

■社会福祉法人徳心会 指定介護老人福祉施設いづみえん

| 評価基準 | 点数 |
|---|-----------------------------|
| 介護者の死亡、疾病や障害の発生による急激な介護力の低下があり、将来的にも回復が困難である。 介護放棄や虐待により本人に危害が及んでいる、または及ぶ危険性がある。 在宅介護をしている世帯で複数の介護を要する者がいる。 | 各入所検討委員会委員が算出した点数の平均点（最高4点） |
| その他、上記に加えて特に勘案が必要な事項。 | 各入所検討委員会委員が算出した点数の平均点（最高3点） |

※複数項目に該当する場合は、当該項目の点数を加算する。

■社会福祉法人善光会 特別養護老人ホームフローズ東糀谷

| 評価基準 | 点数 |
|---|----|
| 主に介護している者より身体的精神的などの虐待及び介護放棄を受けている者、もしくは受けていると判断される者。 | 2点 |
| 主に介護をしている者の死亡（おおむね一年以内に死亡）により急激な介護力の低下が見られる状況の者、もしくは低下していると判断される状況の者。 | 1点 |
| 主に介護している者が高齢（おおむね70歳以上）の場合。 | 1点 |
| 主に介護している者が入所希望者以外にも介護・看護を必要とする者がおり介護・看護をしている者、もしくは児童の世話をしている者。 | 1点 |
| 在宅において介護をしている期間（要介護認定において要介護度3以上の認定を受けた日から）がおおむね1年以上2年未満の者。 | 1点 |
| 在宅において介護をしている期間（要介護認定において要介護度3以上の認定を受けた日から）がおおむね2年以上の者。 | 2点 |
| 在宅生活及び施設入所において経済状況の悪化をしてしまった者、もしくは経済状況が悪化していると判断される者。 | 1点 |
| その他特別に配慮しなければならない個別の事情。 | 1点 |

※ 複数項目に該当する場合は、当該項目の点数を加算する。（最高7点）

■社会福祉法人桜花 特別養護老人ホーム千里

| 評価基準 | 点数 |
|--|----------------|
| 介護者死亡等で介護力が低下し、将来的にも回復が困難である。 介護放棄など虐待に類する行為。 社会生活の不応。 | いずれか一つでもあれば7点。 |

■社会福祉法人善光会 バタフライヒル大森南

| 評価基準 | 点数 |
|---|----|
| 主に介護している者より身体的精神的などの虐待及び介護放棄を受けている者、もしくは受けていると判断される者。 | 2点 |
| 主に介護をしている者の死亡（おおむね一年以内に死亡）により急激な介護力の低下が見られる状況の者、もしくは低下していると判断される状況の者。 | 1点 |
| 主に介護している者が高齢（おおむね70歳以上）の場合。 | 1点 |
| 主に介護している者が入所希望者以外にも介護・看護を必要とする者がおり介護・看護をしている者、もしくは児童の世話をしている者。 | 1点 |
| 在宅において介護をしている期間（要介護認定において要介護度3以上の認定を受けた日から）がおおむね1年以上2年未満の者。 | 1点 |
| 在宅において介護をしている期間（要介護認定において要介護度3以上の認定を受けた日から）がおおむね2年以上の者。 | 2点 |
| 在宅生活及び施設入所において経済状況の悪化をしてしまった者、もしくは経済状況が悪化していると判断される者。 | 1点 |
| その他特別に配慮しなければならない個別の事情。 | 1点 |

※複数項目に該当する場合は、当該項目の点数を加算する。（最高7点）

■社会福祉法人池上長寿園 特別養護老人ホーム馬込

| 評価基準 | 点数 |
|---|---|
| 介護者の死亡等で介護力が急激に低下し、将来的にも回復が困難である。 | 入所希望者の置かれた状況、状態を総合的に勘案して入所検討委員会が決定。（最高7点） |
| 特別に配慮しなければならない個別の事情。 ①本人が虐待等の行為を受けている又は受けている可能性が極めて高いと確認された場合。②家族等介護者が、介護疲れから身体的、精神的に深刻な状況となっている場合。③劣悪な住環境で暮らし、経済的にも改善が見込めず、必要な支援を受ける事ができない場合。④その他特別に配慮すべき個別の事情。 | |